

入 札 説 明 書

国立大学法人三重大学

入 札 説 明 書

「三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務」に係る入札公告（設計・コンサルティング業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年11月25日

2. 発注者

国立大学法人三重大学 学長 伊藤 正明

3. 業務概要等

- (1) 業 務 名 三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 第二食堂（997㎡）の改修に係る設計
- (3) 完了期限 令和8年4月30日
- (4) 本業務は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。

なお、紙入札方式での参加は原則として認めない。但し、入札参加者にやむを得ない事情があり、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが出来る。紙入札方式の参加を希望する場合の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を発注者に対し、下記6（1）①に掲げる日までに提出し承諾を得ること。

4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人三重大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、令和7・8年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年度以降に、元請として実施完了した下記に掲げる基準を満たす実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
同種業務：次の①～④の要件を満たす実施実績を有すること
 - ① 構造：RC造、SRC造、S造 のいずれか
 - ② 業務種別：新営、増築、改築、改修 のいずれかに係る建築実施設計業務
 - ③ 面積：600㎡以上（改修の場合は内装改修の改修延べ床面積が600㎡以上）
 - ④ 用途：校舎、研究施設、病院、福利施設（食堂）、会館、事務所、庁舎、宿泊施設、研修施設のいずれか共同企業体にあつては、共同企業体又は構成員のうち一者が上記の実施実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

- ① 一級建築士の資格を有する者
 - ② 平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる実績を有する者であること。
 - ③ 配置予定の管理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 本業務に共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない(事業協同組合についても同様とする)。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

 - (イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下に同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

 - (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人三重大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない

こと。

- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- （イ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- （ロ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- （ハ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- （ニ）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5. 担当部署

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

国立大学法人三重大学 施設部施設企画チーム

電話 059-231-9036 FAX 059-231-9038

Mail si-somu@ab.mie-u.ac.jp

6. 競争参加資格の確認等

- （1）本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4.（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4.（1）及び（3）から（9）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4.（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4.（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年11月25日（火）から令和7年12月5日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
- ② 提出場所：上記5に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。
- 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①の同種業務の実施実績、②の配置予定の技術者の同種業務の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに業務が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 同種業務の実施実績（別紙様式3）

上記4.（4）に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実施実績を記載すること。記載する同種業務の実施実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種業務の実施実績として記載した業務の内容が判断できる資料（契約書（業務名、契約金額、履行期限、発注者、受注者の確認できる部分）、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した業務の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者（別紙様式4）

i) 配置予定技術者の資格、同種業務の実施経験

上記4.（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することとし、記載する同種業務の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種業務の経験及び申請時における他業務の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすこと。

同一の技術者を重複して複数業務の配置予定の技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の業務を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種業務の経験として記載した業務の内容が判断できる資料（免許、契約書、平面図の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した業務の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

ii) 共同企業体の技術者の配置について

資料について、共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。

なお同種業務の経験については、1者の管理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、業務経験を問わないものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月10日（水）までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

(4) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式2～4）は、以下に留意すること。

（イ）ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word（2016形式以降で保存）
- ・Microsoft Excel（2016形式以降で保存）
- ・PDFファイル（Acrobat DC以降で保存）

（ロ）添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記（1）①の期間内に、上記5まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出すること。持参又は郵送の場合においても別紙様式2（別紙を含む。）については、書類とは別に、（イ）に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R 1枚に保存し、提出すること。

持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由。）のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参、郵送又は電子メールとする旨
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日

⑥申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和7年12月17日（水）17時00分。

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面（様式任意）を持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着のこと。）することにより提出するものとする。

（2）発注者は、説明を求められたときは、令和7年12月24日（水）までに説明を求めた者に対し書面等により回答する。

8. 入札説明書等に対する質問

（1）この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和7年11月25日（火）から令和7年12月5日（金）までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：上記5に同じ。

③ 提出方法：書面を持参、託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。なお、質問書は設計図書に関する質問とその他に関する質問に分けて作成すること。

（2）（1）のすべての質問に対する回答は、競争参加資格有の者に対し電子メール又は書面により送付する。

① 回答期限：令和7年12月10日（水）

9. 入札及び開札の日時及び場所等

（1）入札の締切日時は以下の通りとする。

締切日時：令和7年12月17日（水） 12時00分

- (2) 開札日時：令和7年12月18日（木） 10時00分
- (3) 開札場所：国立大学法人三重大学施設部施設企画チーム（電子入札システム）
- (4) そ の 他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所
で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により競争参加資格があるこ
とが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

10. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙
入札方式により入札を行うものは、上記5に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メー
ル）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算
した金額（加算後の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもっ
て落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ
るかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関もしくは保証事
業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定
する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保
証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するもの
とする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の100分の10以上とする。

12. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を
辞退したものとして取り扱う。

13. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした
入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反し
た入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲
げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

14. 落札者の決定方法

取扱細則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った者を落札者とする。ただし、~~落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により
当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締
結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められると
きは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者
を落札者とすることがある。~~

15. 契約書作成の要否等

別紙1 設計業務委託契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

16. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

17. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、発注者に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出場所：上記5に同じ。

② 提出方法：持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

(2) 発注者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

18. 再苦情申立て

(1) 発注者からの競争参加資格がないと認められた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記7(2)又は17(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により発注者に対して、再苦情を申し立てることができる。当該再苦情申立てについては東海国立大学機構入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

19. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

20. 手続きにおける交渉の有無 無

21. 対象業務に直接関連する他の業務の請負契約を、対象業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

22. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別紙1 設計業務委託契約書（案）を熟読し、遵守すること。

(3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。
また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

(5) 本業務に共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

(6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を越える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札者となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

(8) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①システム操作・接続確認等の問い合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184

文部科学省電子入札システムホームページ <https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>

②ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているＩＣカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記５へ連絡すること。

設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

設計業務名 三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務

業務委託料 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、業務委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人三重大学長 伊藤 正明 と受注者 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 〇〇〇株式会社〇〇支店 支店長 〇〇 〇〇 との間において、上記の業務について、上記の
業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第 1 条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。

第 2 条 業務は、受注者の所在地等において実施する。

第 3 条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第 4 条 業務の完了期限は、令和 8 年 4 月 30 日とする。

第 5 条 契約保証金は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関
若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保
証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき 2 回以内に支払うものとする。

第 7 条 完成通知書は、三重大学施設部施設管理チームに送付するものとする。

第 8 条 業務委託料の請求書は、三重大学施設部施設企画チームに送付するものとする。

第 9 条 業務委託料については、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以内の額を前払金として前払するものとし
る。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日がその月の 15 日以前である
ときは受理した月の月末に、受理した日がその月の 16 日以降であるときは翌月の月末に行うもの
とする。

第 10 条 別記の設計業務委託契約要項第 34 第 6 項、第 50 条第 1 項及び第 52 条第 2 項の遅延利
息率は、「年 2.5 %」である。

第 11 条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協
議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 三重県津市栗真町屋町1577
国立大学法人三重大学
学 長 伊 藤 正 明 ⑩

受注者 【住所】
 【法人等名】
 【代表者氏名等】 ⑩

国立大学法人三重大学 学長 伊藤 正明 殿

代表者	住 所
商号又は名称	
代表者	氏 名
構成員	住 所
商号又は名称	
代表者	氏名

令和7年11月25日付けで公告のありました、三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務について、下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができませんので、紙入札の入札参加を希望します。

電子入札システムでの参加ができない理由

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人三重大学 学長 伊藤 正明 殿

〇〇設計(株)、〇〇 J V

代表者 住 所

商号又は名称

代表者 氏 名

構成員 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

令和 7 年 1 1 月 2 5 日付けで公告のありました、「三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記 6（2）①に定める実施実績を記載した書面
2. 入札説明書 記 6（2）②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

注）同種業務の実施実績及び管理技術者の経験等については、記載する業務の契約書（業務名、契約金額、履行期限、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを提出すること。

ただし、提出書類等での記載内容で同種業務の実施実績及び管理技術者の経験等が不明な場合については設計図等を必ず添付すること。

同種業務の実施実績

業務名：三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務

会社名：〇〇〇〇設計（株）

同種業務の判断基準		平成 22 年度以降に、元請として実施完了した下記に掲げる基準を満たす実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。） 同種業務：次の①～④の要件を満たす実施実績を有すること ①構造：RC 造、SRC 造、S 造 のいずれか ②業務種別：新営、増築、改築、改修 のいずれかに係る建築実施設計業務 ③面積：600 m²以上（改修の場合は内装改修の改修延べ床面積が 600 m²以上） ④用途：校舎、研究施設、病院、福利施設（食堂）、会館、事務所、庁舎、宿泊施設、研修施設 のいずれか
業務名等	業 務 名	〇〇〇〇〇〇〇〇設計業務
	発 注 者 名	〇〇〇〇〇〇
	業 務 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	履 行 期 間	和暦〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 和暦〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率〇〇%）
業務概要	建 物 用 途	校舎、研究施設、病院、福利施設（食堂）、会館、事務所、庁舎、宿泊施設、研修施設 から選択
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	
	業 務 内 容	（必要に応じて業務の内容を記載する。）
PUBDIS 登録の有無		有（PUBDIS 登録番号）： 無

注）同種業務の実施実績については、記載する業務の契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、PUBDIS の記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

配置予定技術者の資格及び業務経験

業務名：三重大学（上浜）地域共創プラザⅡ改修設計業務

会社名：〇〇〇〇設計（株）

氏	名	管理技術者 〇〇 〇〇	
法令による 資格・免許		(例) 一級建築士（取得年及び登録番号） 一級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 技術士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）	
業務 経験 の 概 要	業 務 名		
	発 注 者 名		
	業 務 場 所		
	契 約 金 額		
	履 行 期 間		
	受 注 形 態 等		
	従 事 役 職		
	建 物 用 途		
	構 造・階 数		
	建 物 規 模		
	業 務 内 容	(必要に応じて業務の内容を記載する。)	
	P U B D I S への登録の有無		有 (P U B D I S 登録番号) : 無
配置予定技術者の 申請時における 他業務従事状況	業務名		
	発注機関名		
	履行期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
	従事役職		

注) 申請時における他業務の従事状況は、従事しているすべての業務について記入すること。

注) 複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注) 管理技術者の経験等については、記載する業務の契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、PUBDISの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

注) 記載欄の明示は記入例である。